



茨城県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る茨城地方労働審議会の
意見に関する公示

茨城労働局一般公示第 51 号

令和 7 年 6 月 24 日茨城地方労働審議会から茨城県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 9 条第 1 項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 7 月 9 日までに、茨城労働局長（水戸市宮町 1 丁目 8 番 31 号、茨城労働局労働基準部賃金室内）あて別紙様式により異議申出をされたい。

令和 7 年 6 月 24 日

茨城労働局長
佐藤 悦子

記

茨城県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る茨城地方労働審議会の
意見要旨

- 適用する家内労働者
茨城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
コイル (自動車用の小型直流 モーターのフィール ドコイルに限る。)	外装テープ巻き (布テープを 2 分の 1 掛 けすることをいう。)	内径が 41.5 ミリメート ル以上 49.5 ミリメート ル以下のもの	1 個につき 12 円

(令和 7 年 6 月 24 日茨城労働局掲示板に掲示)

リード線 又は シールド線	端子加工 (リード線又はシールド線の端子をハウジング(カプラー又はコネクタ)に差し込むことをいう。)		1ピンにつき 55 銭
プリント基板	手作業によるコンデンサー、ダイオード等のリード線のフォーミング加工(ただし、曲げ線の長さ、角度を指定して行うものに限る。)	リード線が2本のもの	1個につき 64 銭
	コンデンサー、ダイオード等のリード線の基板への差し込み		1個につき 72 銭

4 効力発生の日

令和7年9月1日

異議申出書

令和 7 年 6 月 24 日貴殿が公示した茨城県電気機械器具製造業最低工賃に係る茨城地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第 9 条第 2 項により、下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者

住 所

氏 名

茨城労働局長 佐藤 悦子 殿